

鶴居村部活動地域移行推進計画

令和6年3月 鶴居村教育委員会

[部活動の意義]

- 部活動は、これまで生徒のスポーツ・文化芸術等に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、責任感、連帯感を涵養し、自主性の育成にも寄与するなど大きな役割を担ってきました。

また、学校教育の一環として行われる部活動は、人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義だけでなく、生徒の意欲向上など、学校運営上も意義があり、さらに、学校への信頼感を高めることや、学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献してきました。

これらのほか、部活動は、スポーツ・文化芸術の振興にも大きく貢献しており、様々な観点からその意義や価値等が論じられてきました。例えば、大会が切磋琢磨の機会となり、競技力向上等に寄与してきたとの声がある一方、大会での上位の成績を目指すことが練習の長時間化・過熱化につながっていると指摘する声や、高校を卒業すると活動をやめてしまい、生涯にわたるものになっていないという声、スポーツや文化芸術を楽しむことを重視したいという声、複数の種目を経験すべきという声など、部活動に対して様々な意見があります。

- 国のスポーツ基本計画（2022年文部科学省）では、子供にとっても大人にとっても「多様なスポーツを気軽に楽しめる機会と場を通じて、自分もできるという経験から自信が生まれ、また、人と人の触れ合いから仲間意識や人の温かみを感じる機会が生まれるなど、スポーツを通じて人間らしさが育まれるとともに、そうしたスポーツを人々が育み、継承していくことが文化としてのスポーツを根付かせ、人々の生活や心を豊かにすると考えられる」とされており、また、文化芸術推進基本計画（2018年閣議決定）では、「文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものであること」や「文化芸術は、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するものであること」などとされています。

こうした部活動の意義を継承・発展させ、さらに、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を整備していくことが重要です。

[推進計画の位置づけと推進体制等]

- 令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）では、休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国としては、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけて支援しつつ、各都道府県及び市区町村においては、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、推進計画の策定等により、休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めることとしています。

道教委では、国のガイドラインが改革推進期間としている令和5年度から令和7年度までの3年間を計画期間とし、道内において部活動の地域移行の取組が円滑に進むよう、「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」（以下「道教委の計画」という。）を策定しました。

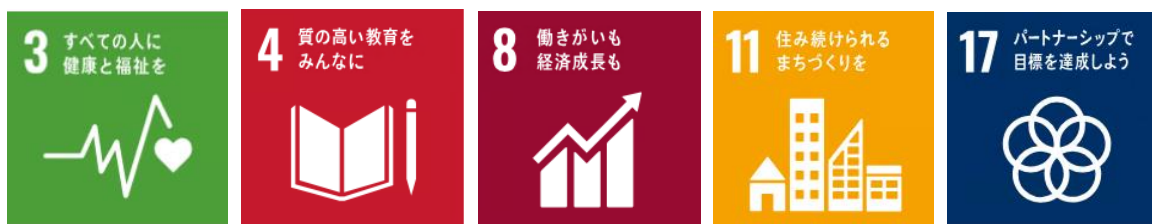
こうしたことを踏まえ、鶴居村教育委員会（以下「村教委」という。）では、国のガイドライン及び道教委の計画を参考にするとともに、村教委が令和5年6月に設置した「鶴居村部活動地域移行検討会議」

（以下「検討会議」という。）の意見等を踏まえ、部活動の地域移行に向けた推進計画として「鶴居村部活動地域移行推進計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。村教委では、本計画に基づき、関係部署や関係団体と連携して施策を推進していきます。また、検討会議に進捗状況を報告し、

その意見等を踏まえ、本計画の効果的な推進に努めます。

- また、北海道が策定した「北海道スポーツ推進計画」（令和5年）、「北海道文化振興指針」（令和5年）に基づき実施する各種施策と連携して取り組むとともに、SDGsのうち、主に以下の目標達成に資することを踏まえ、SDGsの理念との整合に留意して、施策を推進します。

- 目標 3 すべての人に健康と福祉を
- 目標 4 質の高い教育をみんなに
- 目標 8 働きがいも経済成長も
- 目標 11 住み続けられるまちづくりを
- 目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう



- なお、本計画については、必要に応じて適宜見直しを行います。
改革推進期間終了後において、部活動の地域移行に向けた環境整備に係る状況を評価・分析し、国や北海道の動向を踏まえながら継続して、本村におけるスポーツ・文化芸術環境の充実に向けて取り組みます。

第1章 国の動向

学校における部活動の厳しい現状については、中央教育審議会や国会等においても指摘されており、これまで、スポーツ庁や文化庁から部活動の運営の適正化に向けた改善方策や、地域との連携・協働、地域移行の方向性が示されてきました。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (平成29年中央教育審議会中間まとめ) 	<p>部活動については、学校の業務として行う場合であっても、必ずしも教師が担わなければならない業務ではない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン及び文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (平成30年スポーツ庁・文化庁) 	<p>学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (平成31年中央教育審議会答申) 	<p>地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべき。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和元年衆議院・参議院) 	<p>部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。</p>

○ 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について (令和2年文部科学省)	令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。
○ 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言及び文化活動の地域移行に関する検討会議提言 (いずれも令和4年)	休日の部活動の地域移行を達成する目標時期については令和5年度の休日の部活動の段階的な地域移行開始から3年後の令和7年度末を目途とする。
○ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン (令和4年スポーツ庁・文化庁)	<p>学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すもの。</p> <p>休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行は、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援。</p>

第2章 北海道における方向性

○ 基本的な認識

学校の部活動では支えきれなくなっている中学生等のスポーツ・文化芸術環境について、今後は学校単位から地域単位での活動に積極的に変えていくことにより、少子化の中で学校規模が縮小し、部活動の維持が困難になる中でも、将来にわたり北海道の子供たちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができるよう環境を整備する必要があります。このことは、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながるものです。

○ 取組の方向性

公立中学校等を対象として、まずは、休日の部活動から段階的に地域移行することを基本として、休日における部活動の地域クラブ活動への移行については、国のガイドラインで改革推進期間と位置付けている令和5年度から令和7年度までの3年間において取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指します。

なお、平日における地域移行については、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況を検証し、さらなる検討をすることが必要と考えています。

第3章 鶴居村における取組の在り方

I 鶴居村の部活動の現状

(I) 中学校部活動の現状

本村の中学校で行われている部活動は表1のとおりであり、生徒数の減少により限られた部活動しか維持できない状況にあります。

特に、団体競技の部活動が成り立たないことや、競技種目によっては、少年団活動との継続性がないこと、学校規模が縮小し、教師が競技経験のない部活動の指導をせざるを得ないといったことが課題となっています。

また、働き方改革に関する教師のアンケート結果では、約半数の教師が超過勤務の理由に部活動を挙げている状況にあります。

表1 R5 鶴居村立中学校の部活動の状況

学校	部活動	加入率
鶴居中学校	陸上競技部	77 %
	ソフトテニス部	
	吹奏楽部	
幌呂中学校	バドミントン部	100 %

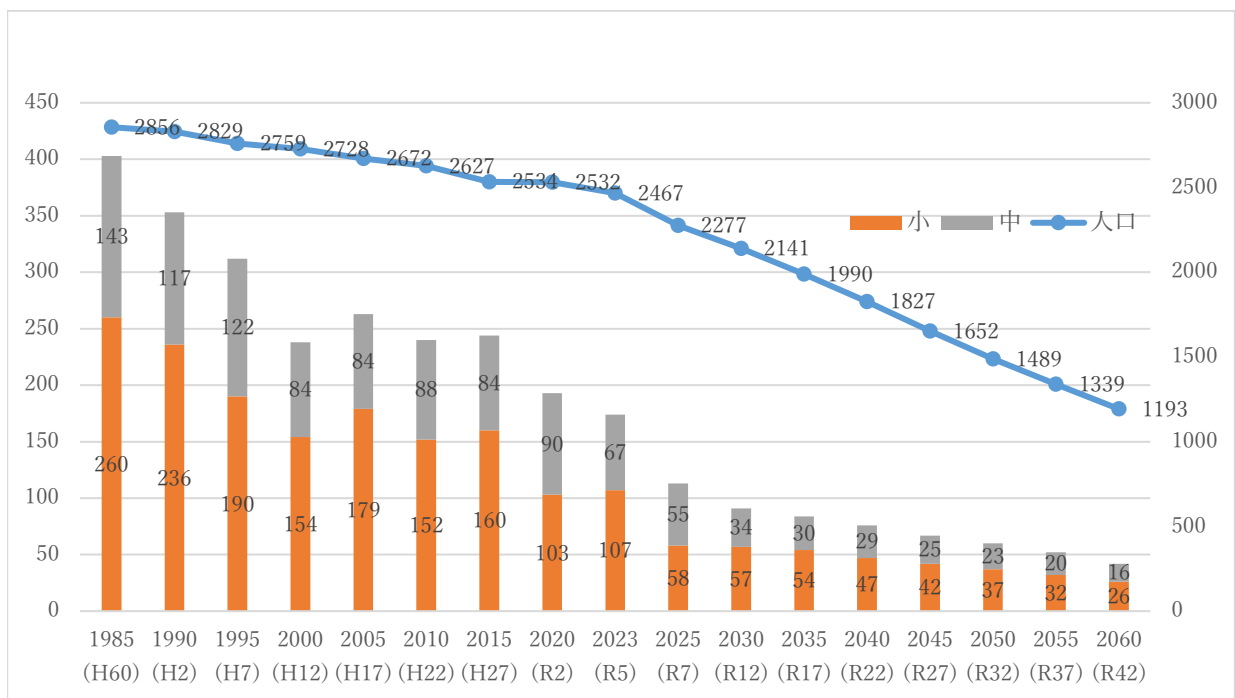
※このほか、部活動としては開設していないが、中体連大会に出場するための引率支援を実施している競技が相当数あります。

(2) 少年団等の活動の現状

本村における、小学生を中心とした少年団活動は、令和5年度においては下表のとおりであり、一部の競技では中学校の部活動との継続性がないことが課題といえます。

団体の名称	競技種目等	加入児童数	主な指導者
鶴居アスリートクラブ	陸上競技	40人	保護者・地域住民等
鶴居ビクトリーズ	野球	5人	地域住民・退職教員等
鶴居ビッグスターズ	野球	9人	現職教員・保護者等
鶴居ミルキーズ	バレーボール	6人	退職教員・保護者等
鶴居村サッカー少年団	サッカー	6人	地域住民・保護者等
鶴居剣道少年団	剣道	5人	現職教員・保護者等
鶴居たんちょうスケート少年団	スピードスケート	26人	地域住民・現職教員等
下幌呂一輪車クラブ	一輪車	15人	保護者等
鶴居小学校かるた同好会 かるた～ず	下の句かるた	13人	保護者・退職教員等

(3) 鶴居村における児童生徒数の推移（見込み）



(4) 鶴居村におけるスポーツ・文化芸術団体の状況

ア 鶴居村スポーツ協会加盟団体

団体の名称	競技種目等	加入者数	主な指導者
鶴居パークゴルフ協会	パークゴルフ	23人	
野球協会	野球	20人	
鶴居村ゲートボール協会	ゲートボール	27人	
鶴居村ソフトボール協会	ソフトボール	36人	
鶴居村バレーボール協会	バレーボール	41人	
鶴居歩くスキー同好会	歩くスキー	29人	
幌呂公園パークゴルフ愛好会	パークゴルフ	26人	
鶴居歩こう会	ウォーキング	11人	
鶴居フットボールクラブ	サッカー	10人	
鶴居サイクルスポーツ振興会	サイクルスポーツ	21人	
鶴居フットサル	フットサル	8人	
鶴居スポーツクラブ	ミニバレー	22人	
鶴居羽球同好会	バドミントン	22人	
鶴居卓球クラブ	卓球	16人	
テニス thyme (タイム)	テニス	9人	
テニス協会	テニス	8人	
アイスホッケー同好会	アイスホッケー	9人	
鶴居村民皆スポーツプロジェクト	各種スポーツ	9人	

イ 鶴居村文化協会加盟団体

団体の名称	活動内容等	加入者数	主な指導者
鶴のハンドメイドサークル	手芸	8人	
鶴居陶芸同好会	陶芸	4人	
鶴居陶芸「丹頂会」	陶芸	15人	
下幌呂陶遊会	陶芸	10人	
凍原社	俳句・短歌	7人	
携帯写真同好会	写真	2人	
鶴吟会	詩吟・吟舞	3人	会員
藤朋流大正琴はなしのぶ	大正琴	6人	外部指導者
藤朋流大正琴かなでーる	大正琴	10人	外部指導者
混声合唱団ブルースカイコール	コーラス	7人	
鶴居村カラオケサロン	カラオケ	15人	
丹頂群太鼓同好会	和太鼓	8人	

2 鶴居村の取組の在り方

(1) 部活動地域移行の必要性(目的)

部活動の地域移行は、生徒の望ましい成長のために、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目的としています。

部活動の地域移行の際には、その教育的意義について、地域の運営団体・実施主体による「地域クラブ活動」においても継承・発展させ、地域での多様な体験、様々な世代との豊かな交流を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることがたいせつです。

また、部活動の地域移行の取組は、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながるものです。

(2) 鶴居村の取組と実施イメージ

部活動の地域移行に向けた本村の課題と、解決に向けた取組について、はじめに総論を示し、その後で(ア)から(カ)まで各論を示します。

ア 総論 「地域におけるスポーツ・文化芸術等に親しむ新たな環境の在り方」

(ア) 生徒や地域の状況に応じた機会の確保

地域移行する際に、単に現行の部活動の練習内容、活動時間、指導体制などを、そのまま地域に移していこうとすると、生徒のニーズに十分に応じることができなかつたり、大会での成績等を重視した活動が多くなったりするなど、学校の部活動が抱える課題がそのまま引き継がれてしまうおそれがあります。また、本村では、学校の部活動をそのまま受け入れることができる団体等が存在しないことも考えられます。このため、地域移行後の活動内容については、現行の部活動の課題や地域の実情、生徒のニーズや地域の意向等を踏まえながら検討していくこととします。

学校の部活動は、競技志向の活動が一部で行われており、スポーツや文化芸術等を楽しみたいという生徒、苦手な生徒、障がいのある生徒等、多様な生徒のニーズに十分に応じたものになっていないという課題があります。

本村が部活動の地域移行に取り組む際には、部活動に所属する生徒だけでなく、参加を希望する全ての生徒を想定し、複数種目を経験できる活動や、レクリエーション的な活動、性別や障がいの有無にかかわらず誰もが一緒に参加できる活動、地域の特性を活かした活動など多様な活動内容を可能な限り確保することや、生徒の自主性・自発性を尊重しつつ、他の世代の活動に生徒が加わることもたいせつなことと考えています。

一方で、検討に当たっては、この先の少子化に伴う生徒総数の減少状況を勘案する必要があると考えています。

(イ) 地域クラブ活動と学校の連携

地域クラブ活動は、国のガイドラインでは、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、またスポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」、「文化芸術」として位置づけられるものであり、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校における部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要とされています。

部活動の地域移行が完成するまでは、地域クラブ活動と学校の部活動で指導者が異なることなどから、地域クラブ活動と学校の関係者が連携することが重要とされています。

(ウ) 休日の部活動の地域移行

鶴居村立鶴居中学校を対象として、まずは、休日の部活動から段階的に地域移行することを基本として、休日における部活動の地域クラブ活動への移行については、国のガイドラインで改革推進期間と位置付けている令和5年度から令和7年度までの3年間において取組を重点的に行い、可能な限り早期の実現を目指す必要があると考えています。

なお、平日の部活動の地域移行については、休日の部活動の地域移行の実施状況や成果と課題を踏まえ、平日の部活動の地域移行も進めていきたいと考えています。

また、村教委では、鶴居中学校で活用している部活動指導員と外部指導者の制度により、地域と連携した部活動を推進し、地域移行に向けた課題の洗い出しを行っています。

イ 各論

(7) 運営団体・実施団体の整備

地域移行の取組を進めていくためには、本村の実情に応じて、地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の整備が必要です。運営団体・実施主体としては、これまでの取組事例では、市町村（教育委員会を含む。）、統合型地域スポーツクラブや少年団、地域の文化芸術団体、民間事業者等のほか、学校と関係する組織（地域学校協働本部、保護者会等）などが考えられるとされていることから、本村においては、検討会議において、取組事例を参考に運営団体・実施主体について検討を進めることとしています。

なお、運営団体・実施主体が決定した場合には、団体を運営する際の原則である「スポーツ団体がバナンスコード（一般スポーツ団体向け）」（令和元年スポーツ庁）を当該団体等に周知していきます。

(イ) 指導者の確保

地域における持続可能な環境整備のためにも、スポーツ団体や文化団体の指導者、企業やクラブチームの選手、社会人や大学生の競技経験者など地域の人材を発掘し、活用します。

また、道教委から提供された人材バンク情報、民間のスポーツクラブからの職員派遣、ICTを活用した遠隔指導の活用のほか、指導を希望する村立学校教員が兼職兼業の許可を受けて指導を行うことも考えられます。

なお、兼職兼業の許可をする際には、教員等本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可することとします。

(ウ) 活動場所の確保

地域クラブ活動の活動場所としては、村内の公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、鶴居中学校の校舎や体育館を活用することとします。地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、こうした施設を利用するに当たっては、利用規則や利用料金などについて、地域クラブ活動を持続可能なものとする観点から一定の配慮を検討するとともに、検討会議などでの意見も参考に地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定することとします。

(エ) 成果発表の場の在り方

大会・コンクール等は、生徒が切磋琢磨する機会となり、専門的な活動に進むきっかけや技能向上等に寄与しており、日ごろの練習の成果を発表する場としても貴重な機会と認識しています。

一方で、練習時間の長時間化や過熱化等につながることも懸念されるため、生徒や指導者の過度な負担とならないよう留意する必要があります。

(オ) 地域クラブ活動の理解の促進

部活動は、学校の教育課程外での活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われ、必ずしも教員が担う必要のない業務です。

一方で、一部では「部活動は必ず学校において設置・運営するもの」、「必ず教員が指導しなければならないもの」といった意見もみられ、理解が十分ではないことから、部活動の設置・運営が法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しないこともあり得ることや、学校で部活動を実施する場合には教員のほか部活動指導員などが指導できること、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われることなどについて、教員や生徒、保護者等の理解を促進するための周知を行っています。

(カ) 費用負担の軽減

地域クラブ活動に参加する場合の費用が、保護者にとって大きな負担となるような額になると、生徒が地域クラブ活動に参加することの妨げになるおそれがあるため、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、設備や用具・楽器などの貸与や送迎面の配慮などの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進めます。

3 鶴居村における地域移行の進め方

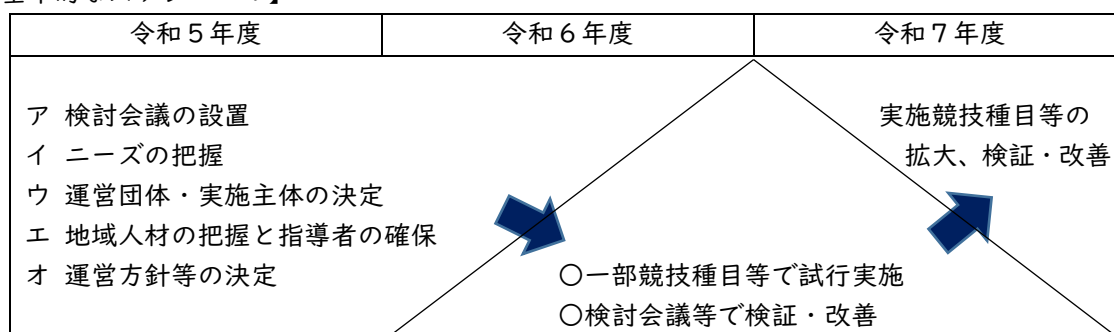
ここでは前項の「2 鶴居村の取組の在り方」の内容について、本村が具体的にどのように実現していくか、その進め方を示します。

ここで示すイメージのほか、国のガイドラインや令和4年に公開された「運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集」(スポーツ庁)や「文化部活動の地域移行に関する実践研究事例集」(文化庁)を参考にしていきます。

(1) 地域移行制度設計の手順

これまで学校主体で行ってきた部活動から、地域クラブ活動へ移行する際の手順としては、次のような段階を想定しています。なお、各段階は、取組の進捗状況によっては順序の入れ替わりや省略・追加することも考えられます。本村では、具体的な取組やスケジュール等を定めた本計画を策定した上で、検討会議や関係者間で協議をしながら進めていきます。また、進捗状況の点検を行い、必要に応じてスケジュールを見直しながら着実に取組を進めます。

【基本的なスケジュール】



ア 検討会議の設置

本村では、部活動の地域移行を進めるに当たり、令和5年6月に、村教委、スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる「鶴居村部活動地域移行検討会議」を設置しました。

地域移行の検討は、村教委が中心となって、この検討会議を通して関係者の意見を聞くなどして、制度設計に必要な調整を行っていくことにしています。

イ ニーズの把握

道教委では、道内の児童生徒や保護者を対象に任意のアンケートを実施し、その結果、児童生徒や保護者が部活動に求めるもの、参加したい活動などは様々であることがわかりました。本村においても、検討会議で協議し、次により部活動の地域移行に関するアンケート調査を実施しました。

(ア) 趣旨：児童生徒や保護者の、部活動に対する意識や地域クラブ活動への参加意向などの把握

(イ) 対象：小学校3年生以上の児童生徒とその保護者

(ウ) 調査期間：7月3日から18日

(エ) 調査結果（詳細は参考資料に掲載）

- ・ 道教委のアンケート結果と同様に、児童生徒や保護者が部活動に期待することは様々であったが、中学生では「大会やコンクールなどで良い成績をとること」と回答する生徒が多くみられました。

・参加してみたい活動は、小学生、中学生ともに様々な希望がありました。
このアンケート結果は道教委の行った全道レベルの調査結果と合わせて、検討の際に活用することとしています。

ウ 運営団体・実施主体の決定

本村では、検討会議での議論を踏まえながら、以下の業務を担うことができる地域クラブ活動の運営団体・実施主体を検討し、既存の団体がある場合は団体と協議の上、決定し、既存の団体がいない場合は、新規に設置することも含めて、検討することになると考えています。

また、管内において国の実証事業として行われている地域移行の取組や道内・全国の取組事例を参考に、鶴居村に適した運営団体・実施主体の在り方検討を進めていきたいと考えています。

- 運営方針、運営方針等の決定
 - ・村教委や検討会議、学校との連携のもとで決定
 - 活動の周知に係る広報活動
 - 参加者の募集・受付
 - 活動のマネジメント
 - ・活動計画の作成 ・活動実績報告の作成 ・施設の確保 ・送迎バス等の運行
 - ・大会等の参加手続き ・保険手続き ・著作権等手続き ・事故発生時の対応等
 - 指導者のマネジメント
 - ・指導者の確保 ・従事時間管理 ・報酬支払 ・研修会実施 等
 - 参加者のマネジメント
 - ・出欠管理 ・安全管理 ・参加費徴収 等
 - 地域、学校、競技団体等と連携、関係団体のコーディネート
 - ・コーディネーター等の配置
 - 活動の評価による運営改善
 - ・参加者及び保護者の満足度の把握 ・P D C Aの活用 等
- ※上記の業務は、団体や参加者の実情に応じて不要又は追加事項が生じることもあります。

エ 地域人材の把握と指導者の確保

本村では、指導者を確保するため、関係機関と連携して、以下の対応を検討していきます。

- 地域の人材の把握
 - ・村教委のスポーツ推進委員、村内の競技団体・少年団・クラブチーム・文化団体の指導者、村内在住で競技・文化芸術活動の指導経験のある住民、指導経験のある退職教員などのリストアップ
 - 教員の兼職兼業
 - ・兼職兼業を希望する教員の把握
 - ・教員の兼職兼業の規定や運営の改善
 - 人材登録制度の活用
 - ・道教委の人材登録バンクの活用
 - 企業・大学等との連携
 - ・企業やクラブチームの選手による指導
 - 民間事業者との連携
 - ・スポーツクラブ、人材派遣会社等との連携
 - ICTを活用した遠隔指導体制の整備
 - ・遠方の指導者からも指導が受けられるよう、ICT環境を整備
- ※ 指導者を確保する際には、より広く人材を求めたり、ミスマッチを防ぐためにも、公募の形態をとることが望ましいと考えています。

オ 運営方針等の決定

地域クラブ活動の実施に当たっては、運営方針等を決定することが大切なので、村教委、運営団体・実施主体、検討会議が協議し、以下の考え方に沿って対応したいと考えています。

- 運営方針等の策定
 - ・地域クラブ活動等を通じてどのような人材を育成していくのか。そのために、いつまでにどのような方策をとるのかといった、方針等について協議し、関係者間で共有すること。
- 活動の名称
 - ・学校の部活動と区別ができるよう活動の名称を工夫すること。
- 活動する種目等の決定
 - ・地域の実情やニーズ調査の結果を踏まえ、活動する種目等を決定すること。
 - ・学校で行われている種目をそのまま地域に移すのではなく、地域の実情やニーズに応じて実施可能な種目から試行していくこと。
- 休養日と活動時間の設定
 - ・「国のガイドライン」や「鶴居村立学校における部活動の方針」に沿った休養日と活動時間を設定すること。
 - 休養日～週当たり2日以上。平日は少なくとも1日以上の休養日
 - 休日のみ実施の場合は原則1日を休養日
 - 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振替
 - 活動時間～長くとも平日2時間程度、休日3時間程度
- 費用負担の検討
 - ・運営費用の想定～指導者の報酬、保険料（指導者・参加者）、会場使用料、消耗品代、会場への移動に係る費用、運営団体・実施主体の事務に係る費用 等
 - ・会費の設定～活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費の設定を、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ検討すること。
- 活動の開始時期の決定
 - ・準備のできた種目から部分的に開始することや、徐々に種目を増やしていくことを検討すること。
- 実施要項の作成
 - ・募集案内等のための実施要項等を作成すること。
- 保険の加入
 - ・指導者や参加する生徒等に対して、自身のけが等を保障する保険や個人賠償責任保険の加入を促進すること。

(2) 関係団体、学校、保護者、地域住民への情報発信

地域クラブ活動へと移行する際には、関係団体、学校、保護者、地域住民との連携が必要となることから、本計画を公開するとともに、検討会議等における検討状況等についても、今後、随時ホームページで公開するなど、情報発信に努めます。

また、部活動の地域移行は、少子化の中でも子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するという観点からも、重要な取組であることを周知していきます。

併せて、地域クラブ活動の会費について、サービスの対価という趣旨だけではなく、地域で活動するスポーツ・文化芸術団体の運営を担う一員として分担するものであるという意識を醸成していくことも大切だと考えています。

(3) 運営団体・実施主体と村教委の連携

ア 生徒への募集案内

村教委としては、平日の部活動に参加しているかどうかにかかわらず、すべての生徒を対象に募集

案内を出し、どの活動に参加するか、あるいはどの活動にも参加しないか、自由に選択できるよう募集を行うのが望ましいと考えています。

イ 教師の協力

村教委では、地域での指導者となることを希望する教員については、運営団体・実施主体の一員として指導の協力を得たいと考えています。

一方で、地域での指導を希望しない教員が地域からの要望等により、本人の意思に反して無理に兼職兼業させることのないよう、本人の意思等をよく確認し、尊重していくべきと考えています。

ウ ハラスメント等の根絶

村教委は、運営団体・実施主体に対し、生徒の安全の確保を徹底し、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為を根絶するように適宜、指導助言を行います。

指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、国のガイドラインでは、スポーツ団体等が自ら設ける相談窓口のほか、統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処するとされています。J S P O等の統括団体が設ける相談窓口を活用するほか、運営団体は自ら相談窓口を設けるようにします。

エ 運営団体・実施主体の取組状況の把握

村教委は、運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握して必要に応じて指導助言を行います。

(4) 地域クラブ活動と学校の連携

地域クラブ活動は、国のガイドラインでは、スポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障する観点から、教育的意義を持ち得るものとされています。

地域クラブ活動と学校の部活動では、指導者が異なることなどから、地域クラブ活動と学校の関係者が、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行うことが重要とされています。